

☆ 基山定住サプライズプロジェクト ☆

＼ 最大 30 万円補助 ／

結婚新生活支援補助金



基山町では、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用の一部を補助します！

対象期間に婚姻・同居された世帯は、補助対象となる場合があります。お気軽にお問い合わせください！

補助対象世帯

- ・令和3年1月1日～令和4年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・婚姻届出日現在において、夫婦ともに年齢が**39歳以下**であること
- ・夫婦の合算所得額が**400万円未満**であること

(貸与型奨学金の返済を行っている場合や、離職中の場合は所得要件が緩和されます) など

※夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した方については所得なしとして所得を算出します。

補助内容

令和3年1月1日～令和4年3月31日に補助対象世帯が支払った次の費用の全額（上限30万円）

- ・住居費用…結婚を機に賃借した住居の敷金、礼金、仲介手数料
- ・引越費用…婚姻後に同居するために引越しをした場合に、引越・運送業者に支払った費用

結婚新生活支援補助金 補助までの流れ

※一例となります。詳しくはお問い合わせください。



申請受付期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日 ※予算に達し次第終了